

○尼崎市水道事業給水条例

		昭和35年4月1日 条例第7号
改正	昭和37年4月1日 条例第8号	昭和38年9月16日 条例第29号
	昭和39年4月1日 条例第31号	昭和41年12月27日 条例第42号
	昭和43年4月30日 条例第24号	昭和46年3月26日 条例第10号
	昭和48年3月31日 条例第28号	昭和51年2月19日 条例第2号
	昭和58年12月23日 条例第43号	平成5年12月22日 条例第52号
	平成9年3月27日 条例第13号	平成9年9月30日 条例第28号
	平成9年12月24日 条例第44号	平成12年3月1日 条例第15号
	平成13年12月26日 条例第45号	平成15年1月21日 条例第2号
	平成17年3月29日 条例第31号	平成25年12月20日 条例第77号
	平成30年3月6日 条例第18号	平成31年3月25日 条例第24号
	令和元年6月27日 条例第7号	令和5年7月3日 条例第30号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第6条—第17条)
- 第3章 給水(第18条—第28条の3)
- 第4章 料金、分担金及び手数料(第29条—第41条)
- 第5章 管理(第42条—第48条)
- 第6章 雑則(第49条)

付則

第1章 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、尼崎市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

(昭和41年条例42号)

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、給水のために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具又は他の給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸、1事業所又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸以上で共用するもの
- (3) 私設消火せん 消防用に使用するもの

(昭43条例24・一部改正)

(共用給水装置の設置及び使用)

第5条 共用給水装置の設置及び使用は、尼崎市公営企業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めた場合に限る。

(昭37条例8・昭41条例42・昭43条例24・平30条例18・一部改正)

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の構造及び材質)

第6条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条の基準に適合しているものでなければならない。

(平17条例31・令5条例30・一部改正)

(給水装置の新設等の承認)

第7条 給水装置を新設、改造又は撤去しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の新設、改造又は撤去について利害関係人がある場合は、申込者は、その者の承諾を得なければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(新設等の費用負担区分)

第8条 給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が、特に必要と認められたものについては、市においてその費用を負担することがある。

(工事の施行)

第9条 給水装置の新設、改造又は撤去の設計及び工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第2項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下同じ。)が施行する。

2 指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、工事着手前に管理者の設計審査を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(昭43条例24・平9条例44・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管から量水器までの間の給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

(昭46条例10・昭51条例2・平9条例28・全改)

(工事費の算出方法)

第11条 管理者が施行する給水装置の工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 諸掛費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の前納等)

第12条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事の工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完成後に清算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。ただし、その額がこれに要する費用の実費に満たないときは、還付し、又は追徴しないことができる。

(昭43条例24・一部改正)

(給水装置の所有権の留保等)

第13条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費が完納になるまでは、当該給水装置の所有権は、市に留保し、その管理は、工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第14条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後なお損害があるときは、工事申込者は、市に、その損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更)

第15条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、給水装置の所有者の同意がなくても、その工事を施行することができる。

(第三者の異議についての責任)

第16条 管理者が施行する給水装置の工事に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

(工事申込者等の代理人)

第17条 工事申込者又は給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要と認めるときは、工事申込者又は給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

第3章 給水

(給水の原則)

第18条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、停止し、又は制限することはない。

2 給水を停止し、又は制限しようとするときは、その日時及び区域を定めて、管理者がそのつど予告する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 給水の停止、制限又は断水により水道使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責任を負わない。

(給水の申込み)

第19条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(平9条例28・一部改正)

(量水器の設置)

第20条 量水器は、市が給水装置に設置し、水道使用者若しくは総代人又は給水装置所有者(以下「水道使用者等」という。)に管理させるものとする。ただし、管理者が量水器を設置する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 量水器の位置は、管理者が定める。

(昭43条例24・全改)

(総代人の選任)

第21条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、総代人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

(給水に関する届出の義務)

第22条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 水道の用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火せんを使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 総代人若しくは給水装置の所有者の代理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変動があったとき。
- (3) 公共の消防用として水道を使用したとき。

3 水道使用者の死亡等により同一の世帯に属している者が引き続き水道を使用しようと

するときは、管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

(昭43条例24・一部改正)

第23条 市の水道を正規の手続によらないで使用した者は、前の水道使用者に引き続き使用したものとみなす。

(私設消火せんの使用)

第24条 私設消火せんは、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火せんを消防演習用に使用するとき、管理者の指定する市の職員の立会を受けなければならない。

(昭43条例24・一部改正)

(水道使用者等の管理上の責任)

第25条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が特に必要と認めたものについては、市においてその費用を負担することがある。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

第26条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって量水器を管理し、その量水器をき損し、又は亡失したときは、市に、その損害を賠償しなければならない。

(昭43条例24・一部改正)

(災害等の場合における第三者の臨時使用)

第27条 管理者は、災害その他やむを得ない場合又は公益上必要と認めるときは、水道を、臨時に、他に使用させることができる。この場合において、水道使用者等は、これを拒むことができない。

2 前項の場合における使用水量は、管理者が認定する。

(給水装置及び水質の検査)

第28条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行ない、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(貯水槽水道の設置者に対する指導等)

第28条の2 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言又は勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の設置者及び利用者に対し、貯水槽水道の適正な管理に資するための情報の提供に努めるものとする。

3 前条の規定は、貯水槽水道の給水栓における水の水質検査の請求があった場合について準用する。この場合において、同条第1項中「給水装置又は供給する水」とあるのは「貯水槽水道の給水栓における水」と、「水道使用者等」とあるのは「貯水槽水道の利用者」と読み替えるものとする。

(平15条例2・追加)

(貯水槽水道の設置者の管理上の責任)

第28条の3 貯水槽水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道に該当するものに限る。)の設置者は、法第34条の2の規定により、当該貯水槽水道を管理し、及び管理についての検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道に該当するものを除く。)の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及び管理についての検査を受けるよう努めなければならない。

(平15条例2・追加)

第4章 料金、分担金及び手数料

(昭51条例2・一部改正)

(料金の徴収)

第29条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者から徴収する。

2 第21条第2号及び第3号に定める者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。
(昭43条例24・全改)

(料金)

第30条 第20条第1項の規定により量水器を設置して水道を使用する場合の料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 前項の基本料金及び従量料金は、1月につき、次表のとおりとする。

量水器の口径	基本料金	従量料金		
		第1段	第2段	第3段
20ミリメートル以下	550円	使用水量10立方メートルまでの分1立方メートルにつき45円	使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの分1立方メートルにつき132円	使用水量20立方メートルを超え40立方メートルまでの分1立方メートルにつき182円
25ミリメートル	1,220円	使用水量30立方メートルまでの分1立方メートルにつき157円	使用水量30立方メートルを超え50立方メートルまでの分1立方メートルにつき203円	使用水量50立方メートルを超え100立方メートルまでの分1立方メートルにつき240円
40ミリメートル	3,220円	使用水量200立方メートルまでの分1立方メートルにつき237円	使用水量200立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分1立方メートルにつき289円	使用水量1,000立方メートルを超える分1立方メートルにつき318円
50ミリメートル	7,640円			
75ミリメートル	15,960円			
100ミリメートル	29,980円			
150ミリメートル	62,400円			
200ミリメートル	129,200円			
250ミリメートル以上	159,700円			

3 前項の規定にかかわらず、共用給水装置により水道を使用する場合は、1月につき、第1項の基本料金は、1戸につき250円とし、同項の従量料金は、使用水量のうち共用給水装置を使用する戸数に6立方メートルを乗じて得た水量までの分にあつては1立方メートルにつき35円、当該水量を超える分にあつては1立方メートルにつき85円とする。

4 第2項(第1項の従量料金に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、公衆浴場営業用に水道を使用する場合の同項の従量料金は使用水量1立方メートルにつき72円と、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合の同項の従量料金は使用水量1立方メートルにつき318円とする。

5 第1項の規定にかかわらず、私設消火栓により消防演習の用に水道を使用する場合の料金は、1個につき、1回の使用時間10分につき550円として算定した額に100分の110を乗じ

て得た額とする。

6 第1項、前項、次条第4項又は第33条第1項の規定の適用を受ける場合以外の場合の料金は、使用水量1立方メートルにつき636円を超えない範囲内で管理者が定める額として算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

7 第4項の規定(公衆浴場営業用に水道を使用する場合に係る部分に限る。)は、管理者が別に定める基準により認定したものに限り、適用する。

(昭38条例29・昭41条例42・一部改正、昭43条例24・全改、昭51条例2・昭58条例43・平5条例52・平9条例13・平9条例44・平13条例45・平17条例31・平25条例77・平31条例24・一部改正)

(料金の算定等)

第31条 管理者は、定例日(料金の算定を行う日としてあらかじめ管理者が2月ごとに定める日をいう。以下同じ。)に使用水量を計量し、その計量した使用水量を基礎として料金を算定する。この場合において、各月の使用水量は、均等とみなす。

2 管理者は、水道使用者が臨時に水道を使用した場合は、その都度使用水量を計量し、その計量した使用水量を基礎として料金を算定する。

3 管理者は、必要があるときは、定例日を変更することができる。

4 前条第1項並びに第1項及び第2項の規定にかかわらず、専用給水設備(1個の量水器につき2戸以上の水道使用者がある場合において各戸が給水栓を専用して水道を使用するときにおける専用給水装置をいう。以下同じ。)により水道を使用する場合の料金の算定(各戸の水道使用者ごとの料金の算定を含む。)については、第33条第1項の規定の適用を受ける場合を除き、管理者は、特に必要があると認めるときは、別に定める方法によることができる。

(昭43条例24・昭51条例2・平12条例15・平31条例24・一部改正)

(使用水量の認定)

第32条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) 量水器に異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) その他必要があると認めるとき。

2 前項の使用水量の認定は、前年の同時期の使用水量その他の事情を考慮して行う。

(平12条例15・一部改正)

(専用給水設備による水道使用者がある場合の料金の算定の特例)

第33条 専用給水設備により水道を使用する場合の料金は、第30条第1項の規定にかかわらず、各戸の使用水量が均等で、かつ、口径20ミリメートル以下の量水器がそれぞれ各戸に設置されたものとみなして各戸ごとに同条第2項の規定を適用したならば算定されることとなる額の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 前項の規定は、管理者が別に定める基準により認定したものに限り、適用する。

(昭43条例24・全改、昭51条例2・平5条例52・平9条例13・平25条例77・平31条例24・一部改正)

第34条 削除

(昭43条例24・全改、平5条例52・平9条例13・一部改正、平12条例15・削除)

(使用開始等の場合の料金の算定)

第35条 水道の使用を開始した場合の料金はその使用開始の日の直後の定例日に計量した使用水量をもって、水道の使用をやめた場合の料金は第22条第1項第1号の届出があった日以後に使用水量を計量し、その計量した使用水量をもって、日割計算により算定する。

2 給水装置の種類、量水器の口径又は水道の用途を変更した場合の料金は、変更前の料金にあっては当該変更の際に使用水量を計量し、その計量した使用水量をもって、変更後の料金にあっては当該変更の直後の定例日に計量した使用水量をもって、日割計算により算定する。

(昭43条例24・平12条例15・全改)

(料金徴収の原則)

第36条 第22条第1項第1号の届出がないときは、水道を使用しない場合でも、料金を徴収する。

(昭43条例24・一部改正)

(概算料金の前納)

第37条 工事その他の理由により一時的に水道を使用しようとする者は、水道の使用申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(昭48条例28・一部改正)

(料金の徴収方法)

第38条 料金は、2月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

2 第31条第2項及び第35条の規定による場合の料金(定例日に計量した使用水量をもって算定する料金を除く。)は、その都度徴収する。

(平9条例13・平12条例15・一部改正)

(納付後の料金の増減)

第39条 料金納入後その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、管理者が必要と認めるときは、次回徴収の料金で清算することができる。

(分担金)

第39条の2 給水装置(私設消火栓を除く。)の新設(工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合を除く。)又は改造(量水器の口径を増径する場合及び工事その他の理由により一時的に水道を使用するため設置したものを他の用途に使用するために変更する場合に限る。)の工事(以下「給水装置の新設・改造工事」という。)を申し込む者は、分担金を納入しなければならない。

2 前項の規定により納入する分担金の額は、次表の左欄に掲げる量水器の口径の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、量水器の口径を増径する改造の場合の分担金の額は、改造後の同表の左欄に掲げる量水器の口径の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額から改造前の同表の左欄に掲げる量水器の口径の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を控除した額に、100分の110を乗じて得た額とする。

量水器の口径	金額(1給水装置につき)
20ミリメートル以下	124,000円
25ミリメートル	311,000円
40ミリメートル	968,000円
50ミリメートル	1,666,000円
75ミリメートル	4,497,000円
100ミリメートル	9,163,000円
150ミリメートル	25,313,000円
200ミリメートル以上	管理者が別に定める額

3 前項の規定にかかわらず、専用給水設備に係る分担金の額は、各戸が専用する給水管の口径と同口径の量水器(専ら住居の用に水道を使用する場合にあっては、口径20ミリメートル以下の量水器)がそれぞれ各戸に設置されたものとみなして各戸ごとに同項の規定を適用したならば算定されることとなる額の合計額とする。

4 分担金は、給水装置の新設・改造工事について第7条第1項の承認を受けた後、管理者が指定する期間内に納入しなければならない。

5 既納の分担金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(昭51条例2・追加、昭58条例43・平5条例52・平9条例13・平9条例44・平13条例45・平25条例77・平31条例24・一部改正)

(手数料)

第40条 管理者に対し次の各号に掲げる事務を請求しようとする者は、当該事務の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第9条第1項の工事の設計又は同条第2項の工事の設計審査 次表の左欄に掲げる工事の種別及び同表の中欄に掲げる量水器の口径の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

工事の種別	量水器の口径	金額(1給水装置につき)
新設	25ミリメートル以下	720円
	40ミリメートル以上75ミリメートル以下	6,680円
	100ミリメートル以上	11,280円
改造	25ミリメートル以下	360円
	40ミリメートル以上75ミリメートル以下	3,340円
	100ミリメートル以上	5,640円

(2) 第9条第2項の工事検査 次表の左欄に掲げる工事の種別及び同表の中欄に掲げる量水器の口径の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

工事の種別	量水器の口径	金額(1給水装置につき)
新設	25ミリメートル以下	2,340円
	40ミリメートル以上75ミリメートル以下	6,730円
	100ミリメートル以上	15,720円
改造	25ミリメートル以下	1,170円
	40ミリメートル以上75ミリメートル以下	3,360円
	100ミリメートル以上	7,860円

(3) 法第16条の2第1項の指定又は法第25条の3の2第1項の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円

2 手数料は、前項各号に掲げる事務の請求を行う際に納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(昭43条例24・昭51条例2・昭58条例43・平5条例52・平9条例44・令元条例7・一部改正)

(料金、手数料等の減免)

第41条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金又は手数料若しくは分担金その他の費用を減免することができる。

(昭51条例2・一部改正)

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第42条 管理者は、水道の管理上必要と認めるときは、給水装置について、検査し、水道使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反等に対する措置)

第42条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第6条の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の新設又は改造の工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構

造及び材質が政令第6条の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。
(平9条例28・追加、平9条例44・平17条例31・令5条例30・一部改正)

(給水の停止)

第43条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道使用者が、第11条の工事費、第25条第2項の修繕費、第30条の料金、第39条の2の分担金又は第40条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者が、水道の使用をやめたと認められるとき。
- (3) 水道使用者が、正当な理由がなくて、第31条第1項若しくは第2項の使用水量の計量又は第42条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(昭51条例2・平9条例28・平12条例15・一部改正)

(1個の量水器で2戸以上が使用する場合の特例)

第44条 1個の量水器で2戸以上の水道使用者がある場合において、その1戸に対する給水の停止は、水道使用者全部に及ぶものとする。

(昭43条例24・一部改正)

(2以上の給水装置を使用する者に対する特例)

第45条 2以上の給水装置を使用する者に対する給水の停止は、使用する他の給水装置全部に及ぶものとする。

(給水装置の取りはずし)

第46条 管理者は、水道使用者が水道の使用をやめたとき又は第43条第2号の規定により給水を停止した場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を分岐点から取りはずすことができる。

(平9条例28・一部改正)

(過料)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第7条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第14条第1項の給水装置の撤去、第20条の量水器の設置、第31条第1項若しくは第2項若しくは第35条第1項の使用水量の計量、第42条の検査又は第42条の2若しくは第43条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第25条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(昭39条例31・平9条例28・平12条例15・一部改正)

(料金を免がれた者に対する過料)

第48条 詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免がれた者は、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第6章 雑則

(委任)

第49条 この条例の施行について必要な事項は、前2条に定めるものを除き、管理者が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

- 2 尼崎市上水道条例(昭和32年尼崎市条例第9号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、旧条例の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

付 則(昭和37年4月1日条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 前項の規定の施行前に、同項による改正前の水道事業担当管理者がなした処分その他の行為で同項の施行の際、現に効力を有するもの又は同日において水道事業担当管理者に対してなされている手続その他の行為は、同項による改正後の水道事業及び工業用水道事業担当管理者がなした、又はこれに対してなされたものとみなす。

付 則(昭和38年9月16日条例第29号)

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

付 則(昭和39年4月1日条例第31号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則(昭和41年12月27日条例第42号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

付 則(昭和43年4月30日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和43年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が定める。

付 則(昭和46年3月26日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に申込みがあった材料検査については、なお従前の例による。

付 則(昭和48年3月31日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市水道事業給水条例第37条第1項の規定に基づいて前納している概算料金の清算については、なお従前の例による。

付 則(昭和51年2月19日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年3月1日から施行する。ただし、第31条第5項、第33条第1項、第39条の2、第41条及び第43条第2号に係る改正規定は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第10条及び第40条第1項の規定は、昭和51年3月1日以後の第7条第1項の申込みに係る給水装置の工事について適用し、同日前の同項の申込みに係る給水装置の工事については、なお従前の例による。

- 3 新条例第39条の2並びに第41条及び第43条第2号(分担金に関する部分に限る。)の規定は、昭和51年4月1日以後の第7条第1項の申込みに係る新条例第39条の2第1項の給水装置の新設・改造工事について適用する。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が定める。

付 則(昭和58年12月23日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第39条の2

第2項の表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申込みに係る同条第1項に規定する給水装置の新設・改造工事に係る分担金について適用し、施行日前の申込みに係るこの条例による改正前の尼崎市水道事業給水条例(以下「旧条例」という。)第39条の2第1項に規定する給水装置の新設・改造工事に係る分担金については、なお従前の例による。

- 3 新条例第40条第1項第1号及び第2号の規定は、施行日以後の新条例第7条第1項の申込みに係る給水装置の工事に係る設計、設計審査及び工事検査に係る手数料(以下「設計等手数料」という。)について適用し、施行日前の旧条例第7条第1項の申込みに係る給水装置の工事に係る設計等手数料については、なお従前の例による。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が定める。

付 則(平成5年12月22日条例第52号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の尼崎市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第30条、第33条及び第34条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第39条の2の規定は、施行日以後の申込みに係る同条第1項に規定する給水装置の新設・改造工事に係る分担金について適用し、施行日前の申込みに係るこの条例による改正前の尼崎市水道事業給水条例(以下「旧条例」という。)第39条の2第1項に規定する給水装置の新設・改造工事に係る分担金については、なお従前の例による。
- 4 新条例第40条の規定は、施行日以後の新条例第7条第1項の申込みに係る給水装置の工事に係る設計、設計審査及び工事検査に係る手数料(以下「設計等手数料」という。)について適用し、施行日前の旧条例第7条第1項の申込みに係る給水装置の工事に係る設計等手数料については、なお従前の例による。

(委任)

- 5 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が定める。

付 則(平成9年3月27日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。
(1) 第30条第1項、第5項及び第6項、第33条第1項並びに第34条の改正規定並びに付則第2項の規定 平成9年6月1日
(2) 第38条の改正規定 平成10年4月1日
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の尼崎市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第30条第1項、第5項及び第6項、第33条第1項並びに第34条の規定は、平成9年6月1日以後の使用に係る水道料金について適用し、同日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第39条の2第2項及び第3項の規定は、平成9年4月1日以後の申込みに係る同条第1項に規定する給水装置の新設・改造工事に係る分担金について適用し、同日前の申込みに係るこの条例による改正前の尼崎市水道事業給水条例第39条の2第1項に規定する給水装置の新設・改造工事に係る分担金については、なお従前の例による。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が定める。

付 則(平成9年9月30日 条例第28号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

付 則(平成9年12月24日 条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の尼崎市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第30条第2項から第6項までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第39条の2第2項の規定は、施行日以後の申込みに係る同条第1項に規定する給水装置の新設・改造工事に係る分担金について適用し、施行日前の申込みに係るこの条例による改正前の尼崎市水道事業給水条例(以下「改正前の条例」という。)第39条の2第1項に規定する給水装置の新設・改造工事に係る分担金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第40条第1項第1号及び第2号の規定は、施行日以後の改正後の条例第7条第1項の申込みに係る給水装置の工事に関する設計、設計審査及び工事検査に係る手数料(以下「設計等手数料」という。)について適用し、施行日前の改正前の条例第7条第1項の申込みに係る給水装置の工事に関する設計等手数料については、なお従前の例による。
(委任)
- 5 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が定める。

付 則(平成12年3月1日 条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第32条の改正規定並びに付則第3項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 管理者は、平成13年度以後の年度分の水道料金の算定に係るこの条例による改正前の尼崎市水道事業給水条例(以下「改正前の条例」という。)第31条第1項又は第2項の規定により定めた定例日を変更することができる。
- 3 前項の規定による定例日の変更は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。
- 4 施行日に水道を使用している者から平成13年度分として最初に徴収すべき水道料金は、施行日前の最後に使用水量を計量した日(施行日前に使用水量を計量していない者にあつては、水道の使用を開始した日)から施行日以後の最初の定例日(同日までに水道の使用をやめた者にあつては、水道の使用をやめた日)までの期間の使用水量をもって算定する。
- 5 付則第2項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の適用について必要な経過措置は、管理者が定める。
- 6 改正前の条例第34条の規定は、平成12年度分までの水道料金の算定については、なおその効力を有する。
- 7 この条例による改正後の尼崎市水道事業給水条例第35条の規定は、平成13年度以後の年度分の水道料金の算定について適用し、平成12年度分までの水道料金の算定については、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する給水の停止及び過料については、なお従前の例による。

付 則(平成13年12月26日 条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第30条第2項から第6項までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第39条の2第2項の規定は、施行日以後の申込みに係る同条第1項に規定する給水装置の新設・改造工事に係る分担金について適用し、施行日前の申込みに係るこの条例による改正前の尼崎市水道事業給水条例第39条の2第1項に規定する給水装置の新設・改造工事に係る分担金については、なお従前の例による。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が定める。

付 則(平成15年1月21日条例第2号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月29日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第6条及び第42条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第30条第2項から第6項までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第38条の2の規定は、施行日以後の定例日に計量した使用水量をもって算定する水道料金から適用する。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が定める。

付 則(平成25年12月20日条例第77号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第39条の2第2項及び第3項の改正規定並びに付則第4項及び第5項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第30条第1項、第5項及び第6項並びに第33条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第38条の2の規定は、施行日以後の定例日(尼崎市水道事業給水条例第31条第1項に規定する定例日をいう。以下同じ。)に計量した使用水量をもって算定する水道料金について適用し、施行日前の定例日に計量した使用水量をもって算定する水道料金については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第39条の2第2項及び第3項の規定は、平成26年4月1日以後の申込みに係る給水装置の新設・改造工事(尼崎市水道事業給水条例第39条の2第1項に規定する給水装置の新設・改造工事をいう。以下同じ。)に係る分担金について適用し、同日前の申込みに係る給水装置の新設・改造工事に係る分担金については、なお従前の例による。

(委任)

5 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が定める。

付 則(平成30年3月6日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第2条の規定による改正前の尼崎市水道事業給水条例の規定により尼崎市水道事業管理者(以下「水道事業管理者」という。)に対してなされた申込み、届出その他の手続(以下「申込み等」という。)及び同条例の規定により水道事業管理者がした承認、手続その他の行為(以下「承認等」という。)は、同条の規定による改正後の尼崎市水道事業給水条例の相当の規定(以下この項において「相当規定」という。)により尼崎市公営企業管理者(以下「管理者」という。)に対してなされた申込み等及び相当規定により管理者がした承認等とみなす。

付 則(平成31年3月25日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年12月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 付則第5項の規定 公布の日

(2) 第39条の2第2項及び第3項の改正規定並びに付則第4項の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第30条第1項、第5項及び第6項並びに第33条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第38条の2の規定は、施行日以後の定例日(改正後の条例第31条第1項に規定する定例日をいう。以下同じ。)に計量する使用水量を基礎として算定する水道料金について適用し、施行日前の定例日に計量した使用水量を基礎として算定する水道料金については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例第39条の2第2項の規定は、平成31年10月1日以後の申込みに係る給水装置の新設・改造工事(尼崎市水道事業給水条例第39条の2第1項に規定する給水装置の新設・改造工事をいう。以下同じ。)に係る分担金について適用し、同日前の申込みに係る給水装置の新設・改造工事に係る分担金については、なお従前の例による。

(委任)

- 5 第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が定める。

付 則(令和元年6月27日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市水道事業給水条例第40条第1項第3号(水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の指定の申請に対する審査に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後の事務の請求に係る手数料について適用し、同日前の事務の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(令和5年7月3日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第6条及び第42条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の尼崎市水道事業給水条例第31条第1項に規定する定例日に計量した使用水量を基礎として算定する水道料金については、なお従前の例による。